

愛知県単位互換事業による単位互換に関する規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学長懇話会において締結された「単位互換に関する包括協定（以下、包括協定という）」の円滑な運用を図るため、本学におけるその実施について必要な事項を定める。

(単位互換履修生)

第2条 包括協定により、協定参加大学が派遣及び受け入れる学生は、「単位互換履修生（特別聴講学生）」と称する。

(派遣学生の履修制限)

第3条 本学が派遣する学生（以下、派遣学生という）は、2・3・4年次生とする。

2 派遣学生が他大学で履修できる単位の上限は、各学期4単位、年間8単位までとする。

(派遣学生の試験)

第4条 派遣学生は、他大学の定期試験と本学の期末試験の日程が重複し、本学の期末試験を受験することができない場合は、追試験の受験を許可するものとする。

(派遣学生の単位認定)

第5条 派遣学生が他大学で修得した単位について、当該授業科目に相当する授業科目が本学で開講されている場合は、本学で開講されている授業科目の履修により修得したものとみなし、その授業科目で単位認定する。

2 他大学で履修した授業科目に相当する授業科目が本学で開講されていない場合で、かつ、当該授業科目が本学の教育課程を補完する場合は、当該授業科目をもって本学の全学共通科目または専門科目の単位を修得したものとみなし、その単位は卒業要件に含むものとする。

3 第1項、第2項により認定した単位の評価は、N（認定）とする。

4 派遣学生の単位の認定は教務委員会にて行ない、学生が所属する学部教授会に報告する。

(履修提供科目の範囲)

第6条 本学が提供する授業科目は、原則として講義科目とし、教務委員会で単位互換の趣旨に相応しいものを選定し、教授会の意見を聞いて学長が決定する。

(受け入れ)

第7条 本学で受け入れる学生（以下、受け入れ学生という）は、原則として各科目5名以内とし、履修希望者が5名を超える場合は、教務委員会にて選考を行なうことがある。

(単位互換履修生証の交付)

第8条 受け入れ学生には、本学所定の単位互換履修生証を交付する。

(受け入れ学生の施設利用)

第9条 受け入れ学生は、本学の施設を利用することができる。

(履修許可の取り消し)

第10条 受け入れ学生が本学の学則に違反、または包括協定に反した場合、学長は履修許可を取り消すことができる。

(受け入れ学生の単位認定)

第11条 受け入れ学生の成績評価および単位の認定は、本学の学生の取り扱いに準じ、本学の規程の定めるところによる。

(受け入れ学生の聴講料の取り扱い)

第12条 受け入れ学生の聴講料は徴収しない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の意見を聞いて学長が行なう。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、改正（第5条）により平成17年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、改正（第5条、第6条、第7条）により平成20年4月1日にさかのぼって施行する。
- 4 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、改正（第5条、第6条、第7条、第9条、第13条）により平成27年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。